# 鳥取県地球温暖化対策条例について

平成 21 年 3 月 27 日、鳥取県地球温暖化対策条例(平成 21 年鳥取県条例第 36 号)が制定されました。平成 21 年 6 月 1 日に一部施行、平成 22 年 4 月 1 日に全面施行されます。

条例では、本県の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する 県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めています。

平成22年4月 鳥取県





# 事業活動により多量の温室効果ガスを排出される方へ ~特定事業者の取組計画について~

平成22年度から、県内での事業活動により多量の温室効果ガスを排出される方(=特定事業者)には、「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等のための取組に関する計画(取組計画)の作成・提出、達成状況の報告等」が義務付けされます(条例第8条~第11条)。

### 特定事業者への義務付けについて

【対象】事業活動により多量の温室効果ガスを排出される方(特定事業者)

【開始】平成22年度(平成22年4月1日)

#### 【内容】

- ・温室効果ガスの排出抑制等のための取組計画の作成、提出
- ・計画期間中、毎年度の達成状況報告書の作成、提出
- (注1)取組計画の計画期間は3か年、達成状況報告書の提出は計画期間中の毎年度です。
- (注2)取組計画を提出された方が、工場等を新たに設置・廃止するときや温室効果ガス総排出量に関する目標を変更 するときは、変更計画書を提出してください。

#### 【特定事業者の例】















# 自動車(新車)を販売されている方へ ~ 自動車販売時の説明事項について~

県内の店舗で自動車(新車)を販売されている方(=自動車販売事業者)は、「自動車(新車)を購入しようとする顧客に対して、自動車の温室効果ガスの排出量、燃料種別、燃費の説明」をしてください(条例第 16 条)。

# 自動車販売時の説明について

【対象】県内の店舗で自動車()を販売されている方(自動車販売事業者) 過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けていない自動車(=新車)

【内容】自動車(新車)を購入しようとする方に対して下記の3点を説明してください。

- ・温室効果ガスの排出量
- ・燃料種別(ガソリン、軽油等)
- ・自動車のエネルギー消費効率(燃費)



- (注1)温室効果ガスの排出量については、例えばカタログ等に記載されている「走行距離 1km 当たりの二酸化炭素 (CO2)排出量」があります。
- (注2)自動車のエネルギー消費効率(燃費)は、燃料1リットル当たりの走行距離です。

# (参考)自動車の環境ラベルの例

低排出ガス車認定ステッカー



自動車の排出ガス低減レベルを示すもの

燃費基準達成ステッカー



自動車の燃費性能を示すもので





# 電気機器等を販売されている方へ

# ~ 電気機器等販売時の説明・表示事項について~

県内の店舗で電気機器等を販売されている方(=電気機器等販売事業者)は、「<u>店頭で電気機器等</u> <u>(=エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気便座、ジャー炊飯器及び LED 照明器具)の省エネルギー性能を表示</u>するとともに、<u>購入しようとする方(顧客)に対する省エネルギー性能の説明」をしてく</u>ださい(条例第 18 条)。

## 電気機器等販売時の省エネルギー性能説明・表示について

【対象者】 県内の店舗で電気機器等を販売されている方(電気機器等販売事業者) 【電気機器等】

(1)エアコン(直吹きで壁掛け形のもの) (4)電気便座

(2)テレビ (5)ジャー炊飯器

(3)電気冷蔵庫 (6)LED 照明器具

(1)~(5)は省エネ法施行令に規定されるもの

【内容】 上記の電気機器等を販売される際には、下記の2点を行ってください。

・省エネルギー性能の表示

・購入しようとする方に対する省エネルギー性能の説明

## 省エネルギー性能の表示方法

エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気便座(統一省エネラベル)



#### ジャー炊飯器(省エネラベル)

<b>6</b>	目標年度	2010 年度
	省工ネ基準 達成率	107 %
年間消費電力量		79 kWh/年
型式	AB-CDEFG	

•	目標年度	2010 年度
	省工ネ基準 達成率	91 %
年間消費電力量		115 kWh/年
型式	ZY-XWVUT	

#### LED 照明器具

LED 照明器具とそれ以外の照明器具(例:蛍光灯照明器具等)の年間消費電力量(例:消費電力×2)または年間目安電気料金(例:年間消費電力量×22)を比較したものを表示してください(カタログ等に記載されている内容の表示も可)。



# ~ その他に条例で定めている主な事項について~

#### 身近な温暖化対策について

廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを行いましょう。

太陽光などの再生可能エネルギーを積極的に利用しましょう。

森林保全、県産材利用に取り組みましょう。

環境物品(環境への負荷が少ない物品)を利用しましょう。

公共交通機関(バス、鉄道等)、自転車を積極的に利用しましょう。

省エネ性能の高い電気機器等を利用しましょう。

#### アイドリングストップ認証制度について

自動車等が駐車又は停車する際にエンジンを停止する「アイドリングストップ」に積極的に取り組まれる法人等を「駐停車時エンジン停止推進事業者」、個人等を「駐停車時エンジン停止推進者」としてそれぞれ知事が認証する制度を設けています(条例第 14 条)。

認証を受けられた方には、認証証明書とステッカーをお送りします。

【アイドリングストップ認証制度についての問い合わせ先】

鳥取県生活環境部環境立県推進課 ISO 担当

電話 0857-26-7874/電子メール kankyourikken@pref.tottori.jp

### 一定規模以上の建築物の新築・改築・増築をされる方の環境配慮計画について

平成 22 年 4 月 1 日から、県内で床面積 2,000 ㎡以上の建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築の場合は、増築又は改築に係る部分の床面積が 2,000 ㎡以上)を行う方は、特定建築主として建築物の温室効果ガスの排出抑制等に関する環境配慮計画書の作成・提出が義務付けされます(条例第 19 条)。

建築物の新築等が完了した場合、建築物工事完了報告書を作成・提出してください。

提出された計画書や報告書等は、県が概要を公表します(ただし、提出者が希望しない場合は公表しません。)

県は、取組が十分でないと認める場合、取組の見直し等、必要な指導を行います。

計画の提出がされない場合等には、勧告・公表を行うことがあります。

【建築物環境配慮計画についての問い合わせ先】

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課企画担当

電話 0857-26-7408/電子メール juutakuseisaku@pref.tottori.jp





### 条例のねらいと主な内容

## 平成21年6月1日施行部分

# 県の温室効果ガスの排出量·削減目標等の情報を県民で共有

鳥取県に県内の温室効果ガス排出量の削減・吸収目標量等を含む「対策計画」の策定を義務付け。県は計画実施状況を毎年公表。

# 低炭素社会づくりに向けた規範 等を明示

廃棄物の削減(再使用、再生利用の 促進)

太陽エネルギーなどの再生可能エネ ルギーの積極的利用

森林の保全、県産材の利用促進 環境物品等の利用促進

自動車の使用に代えた公共交通機 関の利用促進

自動車等アイドリングストップの推進 自動車販売時の自動車の環境性能 の説明義務

省エネ性能の高い電気機器等の利 用促進

電気機器販売時の電気機器等の省工ネ性能表示、説明義務

## 平成22年4月1日施行部分

特定事業者・特定建築主の温室効果ガスの排出量・削減目標等の情報を県民で共有

特定事業者(県内の工場等における原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上の事業者等)に温室効果ガス排出量の目標、目標達成のための取組を含む「取組計画」(3年分)の作成・提出、計画達成状況の毎年の報告を義務付けし、計画及び達成状況報告の概要を原則毎年公表。

特定建築主(2,000㎡以上の建築物の新築、増築、改築を行う者)に建築物の温室効果ガスの排出抑制等に関する「環境配慮計画」の作成・提出、工事の完了時の計画の達成状況報告を義務付けし、計画及び達成状況報告の概要を公表。計画を提出した事業者又は建築主の取組が十分でないと認めるときは、県が必要な指導を実施。計画を提出しないとき、指導に従わ

# 鳥取県地球温暖化対策条例についての問合わせ先

鳥取県生活環境部環境立県推進課グリーンニューディール推進室

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

電話: 0857-26-7895 ファクシミリ: 0857-26-8194

鳥取県地球温暖化対策条例

ないときは、勧告・公表。

検索

電子メール: kankyourikken@pref.tottori.jp

ホームページ: http://www.pref.tottori.lg.jp/ondanka-jourei/

